

令和7年度 大阪市障がい者ピアサポート研修実施要項

大阪市における障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進するため、厚生労働省の定める「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」に基づき、研修を実施します。

本研修は大阪市から委託を受けた社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が実施を担当します。

1 実施内容

(1) 研修日程

基礎研修 令和7年9月1日（月）及び9月2日（火）

各日10:15～16:30（予定）

専門研修 令和7年9月29日（月）及び9月30日（火）

各日10:15～17:30（予定）

(2) 研修内容

別紙プログラムのとおり（予定）

(3) 研修会場

大阪市立早川福社会館 会議室

大阪市東住吉区南田辺1-9-28

2 受講対象者

次の①、②のそれぞれに該当する方（2名）による事業所単位での同時申込を原則とします。また、基礎研修及び専門研修の全日程に参加可能な方とします。

- ① 大阪市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等において、現に雇用されているピアサポーター（雇用されている方の常勤、非常勤は問いません。）または、今後雇用が見込まれる方。
- ② ①の方が所属する障がい福祉サービス事業所等の管理者等であって、ピアサポーターと協働して支援を行う方。または、今後支援をしようとする方。

※大阪市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業所。

※雇用が見込まれるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることをいいます。

※身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病等、障がい種別は問いません。

※受講対象の障がい福祉サービス等は、自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援 B 型、自立訓練、共同生活援助です。

注：事業所単位とは、加算を算定する事業所単位を言います。

また、事業所単位でのピアサポーター及び管理者等の同時申込を原則としていますが、ピアサポーター又は管理者等単独での申込みも可能です。ただし、募集定員を超過する申込みがあった場合は、事業所単位での申込みを優先します。

- ピアサポートとは、「障がいや疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うこと」をいいます。
- 本研修を全て修了されますと、ピアサポート体制加算及び実施加算の対象となります。（別途、事前に大阪市への加算届出書の提出が必要です。）

【参考：ピアサポート体制加算】

- （算定要件）① 都道府県又は指定都市が実施する「障がい者ピアサポート研修」の基礎研修及び専門研修の課程を修了した障がい者等及び管理者等を、従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置している
- ② 上記①に掲げる者により、当該事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修を年 1 回以上実施している
- ③ 上記①に掲げる者を配置している旨を公表している

3 定員 24 名程度（原則、前記 2「受講対象者」の①及び②につき 各 12 名）

4 受講申込手続き

（1）受講申込期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）～7 月 10 日（木）17：00（必着）

（2）受講申込方法

「受講申込書」に必要事項を記入し、研修事務局に FAX 又はメールでお送りください。

● FAX の場合 06-6622-1223

大阪市障がい者相談支援研修センター

- メールの場合 受講申込書をダウンロードし、記入の上、返信を受けることのできるメールに添付して送信してください。
なお、メールに添付の際、PDF に変換せず元の Excel 表でお願いします。

研修事務局メールアドレス peer-osaka@fukspo.org

受講申込を受けた場合、申し込んだ方法で、5 日以内に受講申込受付確認の連絡をいたします。連絡がない場合は、お問合せください。

なお、受付確認は受講の確定をお約束するものではありません。

5 受講決定

受講決定の可否については、研修事務局から FAX 又はメール（受講申込みをいただいた方法）で、7 月 29 日（火）までに連絡します。

なお、7 月 29 日（火）17:00 までに連絡が届かない時は研修事務局まで、お問合せください。

*定員を上回る申込みがあった場合、受講をお断りする場合があります。

決定にあたっては、加算算定やピアサポーター雇用状況等を参考に受講の可否を検討します。

6 研修修了

(1) 修了条件

基礎研修、専門研修それぞれについて、全項目の受講をもって修了とします。

各項目で、10 分以上の遅刻、早退または途中退出等があった場合は、修了としない場合があります。

受講とは見なせない状態（研修とは関係のない私語、携帯電話等の利用、居眠りなど）があった場合は修了としない場合があります。

(2) 修了証書の交付

研修修了者には、専門研修の最終日に基礎研修と専門研修の修了証書をお渡します。

7 受講料

受講料は無料です。

ただし、研修会場までの交通費は事業所又は受講者の負担となります。

8 その他

(1) 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、当該研修事業の実施及び同修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

(2) 研修の実施にあたっての配慮

研修の実施にあたっては、受講者の障がいについての配慮すべき事項に対応した適切な配慮を行います。

(3) 感染症対策へのご協力

基礎疾患がある受講者も参加しますので、マスクの着用についてご協力をお願いします。

9 申込・問合せ先

(受託法人) 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(研修事務局) 大阪市障がい者相談支援研修センター

大阪市東住吉区南田辺 1-9-28

大阪市立早川福社会館内

電話 (06) 6622-1205

FAX (06) 6622-1223

e-mail peer-osaka@fukspo.org

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:30